

## PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物に係る施策の進捗状況について

### 1 PCB廃棄物等の処理

濃度	機器等	処理施設	処理期限
高濃度	変圧器（トランス）、 コンデンサ、絶縁油	JESCO大阪 PCB処理事業所	令和3年3月末
	蛍光灯安定器、小型コンデンサ、 感圧複写紙等の汚染物	JESCO北九州 PCB処理事業所	
低濃度	トランス、コンデンサ、 その他汚染物	無害化処理認定施設 （全国39施設）	令和9年3月末

### 2 高濃度PCB廃棄物の処理状況

- (1) トランス等については、平成21年からJESCO大阪PCB処理事業所にて処理が始まっており、京都市域内の処理状況は以下のとおりであり、期限内処理までの目途は立っているが、未登録の事業者が56社あり、登録の指導を行っている。

令和2年6月末現在（括弧内は令和元年12月末）

	トランス類	コンデンサ類	絶縁油
登録数量（台）	132 (130)	8,431 (8,212)	131 (108)
処理数量（台）	130 (130)	8,282 (8,110)	131 (96)
処理実績（%）	<b>98.5</b> (100.0)	<b>98.2</b> (98.8)	<b>100.0</b> (88.9)
残数（台）	2 (0)	149 (102)	0 (12)

※ 登録台数は絶対値ではないため、JESCOへの登録状況により、処理実績割合は変動する。

- (2) 蛍光灯安定器等については、平成28年からJESCO北九州PCB処理事業所にて処理が始まっており、京都市域内の処理状況は以下のとおりであるが、処理施設での処理が追い付いていない。

なお、未登録の事業者は35社であり、トランス等と比べると少ない。

令和2年6月末現在（括弧内は令和元年12月末）

	安定器	小型電気機器	感圧紙等	ウエス等	その他汚染物
登録数量 (kg)	208,034 (209,172)	12,534 (10,456)	774 (1,095)	1,537 (1,630)	3,141 (4,593)
処理数量 (kg)	129,717 (102,297)	7,228 (5,975)	100 (100)	881 (881)	1,883 (1,829)
処理実績 (%)	<b>62.4</b> (48.9)	<b>57.7</b> (57.1)	<b>12.9</b> (9.1)	<b>57.3</b> (54.0)	<b>59.9</b> (39.8)
残数(kg)	78,317 (106,875)	5,306 (4,481)	674 (995)	656 (749)	1,258 (2,764)
令和2年度処理	約 25,000kg				
令和3年度処理	約 78,000kg				

※ 登録台数は絶対値ではないため、JESCOへの登録状況により、処理実績割合は変動する。

※ 特例処分期限日（令和4年3月31日）までに処分を委託することが確実にあることを証する書類（JESCOとの処分契約書の写し等）を京都市長に届け出た事業者は、特例処分期限日までに処理すれば足りる。

### 3 前回の会議以降の取組

- (1) 蛍光灯安定器等については、アンケート調査及びフォローアップ調査を終了し、令和2年6月に最終通告を行う文書を送付した。
- (2) JESCO各PCB処理事業所と連携し、JESCOへの未登録事業者を指導している。処理期限が迫るにつれ、費用が高額という理由で処理を拒んでいた事業者も、処理に前向きになっている。

### 4 高濃度PCB廃棄物の処理期限までの令和2年度以降の取組

以下の取組により、令和3年度に代執行となる案件を極力なくしていく。

- (1) PCB廃棄物を保有している可能性の高い事業者の団体等を通じて、期限内処理について再度周知・啓発を行う。
- (2) JESCOが複数事業者のPCB廃棄物を合積みして運搬できるよう調整することにより、収集運搬費用の低減に努めているものの、費用を負担しなければならないことに抵抗を感じている事業者もまだ存在する。処理期限が迫っているため、本市、環境省及びJESCOの三者で保管事業場を訪問するなどして、引き続き、高濃度PCB廃棄物の期限内処理に向けた指導を実施する。（7月末までの今年度の訪問指導件数：31件）

(3) 具体的なスケジュールは以下のとおりである。

	掘り起こし調査	処分指導等
令和2年 6月	【蛍光灯安定器】 アンケート未回答事業者に対する最終 通知	J E S C O各P C B処理事業所と最終 調整
～12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下鉄車内広告掲載による啓発</li> <li>経済産業省（産業保安監督部）と合同で、P C B含有機器の使用を継続している事業者へ指導</li> <li>環境省（近畿地方環境事務所）と合同で、P C B廃棄物の処理手続を行わない事業者へ指導</li> </ul>	
令和3年 1月	指導に従わない事業者への報告徴収・立入検査開始	
4月	指導に従わない事業者への改善命令	
7月	指導に従わない事業者への代執行	

(参考) P C B廃棄物の掘り起こし調査状況

令和2年7月末現在

調査対象機器	調査対象事業者数	回答数※	回答率
トランス, コンデンサ	3,769	2,636	69.9%
蛍光灯安定器	23,539	15,094	64.1%

※ 現地調査等によりP C B廃棄物を保管していないことが判明した事業者の数を含む。